

平成26年第2回常陸太田市議会定例会会議録

平成26年6月6日（金）

議事日程（第4号）

平成26年6月6日午前10時開議

日程第 1 報告第3号ないし報告第9号

日程第 2 議案質疑 議案第81号ないし議案第86号

日程第 3 請願第2号

本日の会議に付した事件

日程第 1 報告第3号ないし第9号（質疑・討論・採決）

日程第 2 議案質疑 議案第81号ないし議案第86号

日程第 3 請願第2号

出席議員

18番	後藤 守 議長	17番	川又 照雄 副議長
1番	井坂 孝行 議員	2番	藤田 謙二 議員
3番	赤堀 平二郎 議員	4番	木村 郁郎 議員
5番	深谷 涉 議員	6番	鈴木 二郎 議員
7番	平山 晶邦 議員	8番	益子 慎哉 議員
9番	菊池 伸也 議員	10番	深谷 秀峰 議員
11番	高星 勝幸 議員	12番	成井 小太郎 議員
13番	茅根 猛 議員	14番	片野 宗隆 議員
15番	福地 正文 議員	16番	山口 恒男 議員
19番	黒沢 義久 議員	20番	沢 畠 亮 議員
21番	高木 将 議員	22番	宇野 隆子 議員

説明のため出席した者

大久保 太一 市長	宮田 達夫 副市長
中原 一博 教育長	植木 宏 総務部長
加瀬 智明 政策企画部長	荻津 一成 市民生活部長
西野 千里 保健福祉部長	滑川 裕 農政部長
樫村 浩治 商工観光部長	生田目 好美 建設部長
斎藤 広美 会計管理者	井坂 光利 上下水道部長
福地 壽之 消防長	山崎 修一 教育次長

宇野智明 秘書課長 笹川雅之 総務課長
大和田 隆 監査委員

事務局職員出席者

吉成賢一 事務局長 柳 一行 次長兼総務係長
金子 充 議事係長

午前10時開議

○後藤守議長 ご報告いたします。

ただいま出席議員は22名であります。

よって、定足数に達しております。

直ちに本日の会議を開きます。

○後藤守議長 本日の議事日程は、お手元に配付いたしました議事日程表のとおりといたします。

日程第1 報告第3号ないし報告第9号

○後藤守議長 日程第1，報告第3号から報告第9号まで，以上7件を一括議題といたします。

○後藤守議長 これより質疑を行います。発言の通告がありますので発言を許します。

22番宇野隆子議員の発言を許します。22番宇野隆子議員。

[22番 宇野隆子議員 質問者席へ]

○22番（宇野隆子議員） 日本共産党の宇野隆子です。私は、報告第3号，報告第5号の2件について質疑を行います。

まず、報告第3号市税条例等の一部を改正する条例について伺います。この中で11ページにあります第16条の4，法人税割の税率，13ページから15ページにあります第60条，軽自動車の税率について伺いたいと思います。この市税条例の主な改正につきましては、本会議議案説明で参考資料として策定されております資料に基づいて伺いたいと思います。

地方法人税の創設に伴って法人税率が引き下げられて、本市においては制限税率14.7%から12.1%に改正され2.6%の減になるわけです。この減収分はどのように補填されるのか伺いたいと思います。もう一点は、それに伴っての減収見込み額について伺いたいと思います。

13ページから15ページにわたって軽自動車税の税率の引き上げについて載っておりますけれども、第60条です。特に本市など地方部においては移動手段となっている軽自動車，また農耕作業車などへの税率引き上げですが、これは住民への大きな増税になると思いますけれども、これについてはどのような見解をお持ちか伺います。もう一点は、平成27年度分からの軽自動車税に係る増収見込みについて伺いたいと思います。

以上が報告第3号の質疑です。

報告第5号に移りまして、常陸太田市国民健康保険税条例の一部改正についてです。43ページにあります課税限度額の引き上げについて質疑いたします。

後期高齢者支援金分が2万円アップで14万円から16万円に、介護納付金も2万円アップで12万円から14万円になります。この限度額引き上げによる市民負担増の見込み額について伺いたいと思います。また、増税となる対象者世帯数ですけれども、これは何世帯になるのか、それぞれ伺いたいと思います。

もう一点は44ページになります。軽減拡大の分です。2割軽減、5割軽減が拡大されました。これはいずれも低所得者層における軽減で、私も評価するところでありますけれども、この軽減によって国保税軽減世帯数が何世帯から何世帯増加するのか伺いたいと思います。あわせて税の軽減額がどのくらいになるのか伺いたいと思います。

○後藤守議長 答弁を求めます。総務部長。

○植木宏総務部長 報告第3号常陸太田市市税条例等の一部を改正する条例につきまして、2点のご質問にお答えをいたします。

初めに法人税割でございますけれども、法人税割の一部、今回市町村分では2.6%、県分では1.8%が減額されまして、合わせて4.4%の税率につきましては、引き下げ分でございますけれども、地方交付税の原資とするため、国税として地方法人税が創設されてまいります。この地方法人税につきましては全て地方交付税の原資となりますので、この地方交付税で減額分については措置されるものと考えてございます。

なお、減収分でございますけれども、2,000万円を見込んでおります。

次に、軽自動車税でございますけれども、今回の新税率の適用に当たりまして、1台当たり400円から3,600円の負担増ということになってまいります。この引き上げにより見込まれる収入でございますけれども、平成27年度から適用となる原付、軽二輪等につきましては700万円程度、それから、28年度から適用となります三輪以上の軽自動車等につきましては、300万円程度の増収と見込まれております。

以上でございます。

○後藤守議長 保健福祉部長。

○西野千里保健福祉部長 報告第5号常陸太田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例関係の2点のご質問にお答えいたします。

まず、条例第2条第3項及び第4項の規定により、後期高齢者支援金分課税額及び介護納付金分課税額の限度額が引き上げられたことによる税収が増となる額でございますが、本年度の税額につきましては、ただいま算定作業中でお示しすることができませんので、平成24年の所得をもとに試算いたしました結果を申し上げますと、金額で約245万円。内訳を申し上げますと、後期高齢者支援金分が200万円、介護納付金分が45万円程度になるかと思っております。

また、増額の対象となる世帯数につきましては116世帯でございます。この116世帯につきましては、後期高齢者支援金分の退職世帯数になりまして、この中に介護納付金分の25世帯が含まれるものと考えてございます。

なお、この対象となる世帯におきましては、平成25年度に比べまして、所得等の状況によりまますけれども、100円から4万円の間での増額が見込まれるのではないかと考えてございます。

次に、条例第23条第2号、いわゆる5割軽減及び第3号、2割軽減の規定により、税の減額措置を受ける世帯についてでございますけれども、同様に平成24年の所得を基準に試算いたしますと、5割軽減の対象は574世帯から1,200世帯へと626世帯増えることとなります。一方、2割軽減の対象につきましては、先ほどの5割のほうへ移られる方が多くなる関係で、1,188世帯から1,066世帯へと、逆に122世帯が減るという数字になるかと思っております。差し引きで504世帯増えるという試算結果となりました。

また、これにより減額となる税額でございますけれども、1,790万円程度となりまして、先ほど申し上げました限度額引き上げによる増額分を差し引きますと、1,545万円程度の減額が見込まれることとなります。

なお、これに同条第1号、いわゆる今回改正がございませんでした7割軽減の規定により減額措置を受ける2,655世帯を加えますと、全体で減額措置を受ける世帯が504世帯増えまして、4,417世帯から4,921世帯に拡大ということになるかと考えてございます。

また、さらに26年度におきましては、先ほど申し上げましたように、ただいま算定作業を進めておるところでございますが、所得等の構成内容に大幅な変動がなければ、おおむね同様の割合結果が出てくるものと考えているところでございます。

以上です。

○後藤守議長 宇野議員。

○22番（宇野隆子議員） ありがとうございます。

報告第3号の市税条例等の一部改正について、先ほども説明がありましたけれども、今度の法人税割の税率の引き下げは、参考資料にもありますが、地域間の税源の偏在性を是正し、財政力格差の縮小を図るため、法人住民税の法人税割の一部を地方交付税の原資にするための地方法人税——国税が創設され、それに伴い法人住民税の法人税割の標準税率等が引き下げられることによる改正ということであります。

先ほどありました地方交付税の原資にするための地方法人税の創設、今回の国の改正について市長に伺いたいと思うんですけれども、自治体間の税収格差の是正、ここには「格差の縮小」とありますが、それを水平にしていくというようなことは、やはり地方交付税が持っております財源保障と財政調整、この2つの機能の強化によってなされるべきであると思うわけですが、今回の地方交付税の原資にするため法人税割の税率の引き下げが行われておりますけれども、このような地方への税財源の保障のやり方をどのようにお考えになるかお聞かせいただければと思うんですが、お願いいたします。

○後藤守議長 答弁を求めます。市長。

○大久保太一市長 地方交付税の配分等につきましては、各自治体が勝手に決められることではないのはご承知のとおりですが、法人税を引き下げるということは地方への財源がその分だけ減る

わけです。それに対しては、地方自治体としては容認できないということで、県市長会等も通じまして、その減額された分については、ほかの手法をとるなりしてそれを補填することを強くこれまで要望してきたところであります。その結果として、ここにありますような地方法人税の創設に相成ったと理解をしているところであります。

いずれにしましても当市は、ご案内のとおり地方交付税に大きく頼っている自治体でありまして、財源が減ることに対しては抵抗を強く示してきているという状況でございます。

以上でございます。

○後藤守議長 以上で質疑を終結いたします。

○後藤守議長 これより討論を行います。

発言の通告がありますので発言を許します。

22番宇野隆子議員の発言を許します。22番宇野隆子議員。

〔22番 宇野隆子議員 登壇〕

○22番（宇野隆子議員） 日本共産党の宇野隆子です。私は、報告第3号市税条例等の一部を改正する条例、報告第5号国民健康保険税条例の一部を改正する条例の2件について反対討論を行います。

報告第3号についてです。この中で、耐震改修が行われた建築物に係る固定資産税の減額措置の創設等については反対するものではありません。先ほども質疑をいたしましたけれども、法人住民税の法人税割の税率引き上げについて討論を行いたいと思います。

消費税率の引き上げに伴い、地方交付税の交付団体と不交付団体の間で税収の格差が一層大きくなることが予想されます。その対策として国が新たに地方法人税——国税を新設したわけです。これに伴って法人住民税の法人税制の税率を都道府県民税の引き下げ、そして本市においても市民税が制限税率14.7%から12.1%に引き下げられます。そしてこの引下げ分は地方法人税として徴収されて、地方交付税特別会計に繰り入れられる。したがって企業の実質的な負担はこれまでとは変わりません。地方税の一部を国税として、地方交付税の原資として税源の偏在による自治体間の財政力格差を減少、また水平調整しようとするものです。

しかし先ほども議案質疑の中で申し上げましたけれども、自治体間の税収格差の是正は、地方交付税の財源保障と財政調整の両機能を強化することでなされるべきだと思います。このような形での自治体間の税収格差の調整は、国会でも論議されておりますけれども、消費税増税と消費税を地方財政の主要財源に据えていく狙いと一体のものであると思います。ですから、報告第3号市税条例の改正については認められません。

軽自動車税の税率引き上げについて、この問題でも自動車取得税の引き下げに伴って、それにかわる財源の確保のために軽自動車や原付、オートバイなどに係る軽自動車税が大幅に増税になるわけです。軽四輪車等の税率引き上げ、重課の導入、原付及び二輪車の税率引き上げと、とりわけ50cc以下の原付については、税率の引き上げ幅が最も大きくて一気に2倍になっております。

日本国内における軽自動車の普及状況を調べますと、新車販売台数で4割近いシェアを占めております。価格、維持費ともに比較的安価な軽自動車の需要が高くなっている実態にあります。1世帯で複数台所有しているなど、住民の大事な移動手段、足となっております。今回の軽自動車税の税率引き上げで、今地方では雇用や経済の面でも困難を抱えておりますけれども、こうした地方、本市などの住民ほど負担増の影響が大きいのではないかと思います。消費税増税に加えて二重の負担を押しつけるものでありますので、第3号における軽自動車税の引き上げについても反対をいたします。

報告第5号国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてです。保険税について7割軽減の判定は、所得基準額33万円以下と据え置きとなりましたけれども、2014年から応益負担の5割軽減と2割軽減の拡大によって対象者が拡大し、低所得者に対する保険税の軽減が図られたことは評価できます。しかし賦課限度額が後期高齢者支援分、介護納付金分、それぞれ2万円引き上げられて合計4万円増の81万円にもなります。限度額引き上げは境界層付近で国保税を納めている世帯にさらに重い負担を強いるものとなります。よってこれについても認められません。

高過ぎる国保税は加入者の負担能力を超えております。これは私もこれまで言っておりました。大変深刻な状況にあるのが実態だと思います。そしてその最大の原因は、国が国保収入に占める国庫支出金の割合を減らしていることにあると思います。国が財政責任を果たすことが求められております。国庫負担金をもとに戻し、制度改善をするよう国に求めることを申し上げて反対討論といたします。

○後藤守議長 以上で討論を終結いたします。

○後藤守議長 採決いたします。

報告第3号専決処分の承認を求めることについて（常陸太田市市税条例等の一部を改正する条例）、報告第5号専決処分の承認を求めることについて（常陸太田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）、以上2件については、原案承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○後藤守議長 起立多数であります。よって、報告第3号、報告第5号、以上2件については、原案承認することに決しました。

○後藤守議長 採決いたします。

お諮りいたします。

報告第4号専決処分の承認を求めることについて（常陸太田市都市計画税条例の一部を改正する条例）、報告第6号専決処分の承認を求めることについて（平成25年度常陸太田市一般会計補正予算（第11号））、報告第7号専決処分の承認を求めることについて（平成26年度常陸太田市一般会計補正予算（第1号））、以上3件については、原案承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○後藤守議長 ご異議なしと認めます。よって、報告第4号、報告第6号、報告第7号、以上3件については、原案承認することに決しました。

○後藤守議長 次に、報告第8号、報告第9号、以上2件については、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、報告事項となっておりますので、報告をもって終了といたします。

日程第2 議案質疑 議案第81号ないし議案第86号

○後藤守議長 次に、日程第2、議案質疑を行います。議案第81号から議案第86号まで、以上6件を一括議題といたします。通告がありますので発言を許します。

22番宇野隆子議員の発言を許します。22番宇野隆子議員。

〔22番 宇野隆子議員 質問者席へ〕

○22番（宇野隆子議員） 日本共産党の宇野隆子です。私は、議案第84号、議案第85号、議案第86号、この3件について質疑を行います。

まず、議案第84号常陸太田市公の施設に係る指定管理者の指定について、88ページになります。指定管理者の団体の名称、医療福祉法人仁川会。指定の期間、平成27年4月1日から平成32年3月31日までの5年間ということで議案が出されております。

この愛保育園ですけれども、指定管理者募集において4団体あったということで伺っておりますが、今回社会福祉法人の仁川会を選定した理由について伺いたいと思います。2点目は、指定期間を5年間とした理由について伺います。3点目は、職員配置における市独自の条件で、例えば主任保育士は10年の経験がなければというような条件を付けたと聞いておりますけれども、市独自の条件、その他どのような条件を付けてクリアされたのか、この3点について伺いたいと思います。

次に、議案第85号土地の取得についてです。今回、2万2,468平方メートルを取得価格1億1,009万3,200円で取得されております。市の不動産評価鑑定委員会において、どのような手順、また協議を経て平米単価を決定したのか、その協議内容につきまして伺いたいと思います。

次に、議案第86号平成26年度常陸太田市一般会計補正予算（第2号）について、2点伺いたいと思います。

8ページの歳出、上段にあります1目一般管理費の中の19節交付金、都市交流事業費ということで、合併10周年記念式典を含め、これもその一環として仙北市と秋田市を太田まつりの日に招致して交流を図っていくその事業費が201万6,000円計上されております。合併10周年記念事業として都市交流事業費が計画されているわけですけれども、この記念事業は、あつどのようなものが計画されているのか。全体でどのぐらいの予算で事業を進めていくのかということについて伺いたいと思います。

当初予算330万円だったと思いますけれども、これら式典、また既に好評のうちに終わりま

したNHKの「日本のうた」、こういうところに予算が措置されていると伺っておりますが、全体の記念事業について伺いたいと思います。

次が歳出、下段にあります土木費、2目河川維持費11節需用費、13節委託料、合わせて113万6,000円。これは説明にもありますように、渋江川排水施設点検業務委託料ということですが、これにつきましては、前に同僚議員も質問しておりまして、本市におきましても峰山中学校の冠水等々も含めて要望していたと。そういう関係者のご努力があって渋江川における排水ポンプが整備されたと思っておりますけれども、この中で設置された排水ポンプの能力、どういうものが整備されたのか、そのあたりをご説明いただければと思います。

それともう一つ、ここに挙げております委託料の107万2,000円ですけれども、点検業務の内容について伺いたいと思います。

以上です。

○後藤守議長 答弁を求めます。保健福祉部長。

○西野千里保健福祉部長 議案第84号の常陸太田市公の施設に係る指定管理者の指定について、3点のご質問にお答えをいたします。

まず1点目、応募した4団体の中から社会福祉法人仁川会が選定された理由についてでございますが、今回の指定管理者選定委員会における選定に当たりましては、審査に先立ちまして保育事業の担当課である子ども福祉課及び保育園の園長において申請書の書面の予備審査を行うとともに、保育事業の的確な運営の観点に特化した審査項目、あるいは審査の視点を設定しまして、申請法人が現に運営する保育園を訪問し現地調査を行い、さらに法人理事や法人を運営する保育園長へのヒアリングを実施しておりまして、これらの実施結果に基づいて調査報告書を作成し、選定委員会の審査に付しております。

審査に当たりましては、食育及び給食、アレルギー対策、食中毒予防、防災・防犯事故対策等の基本項目について評価対象とするとともに、特に施設の効果が最大限に発揮されるという視点から、開園時間及び開園日、独自サービスの提案などに重点を置いた審査を行い、その結果といたしまして、開園時間が平日7時から19時まで、土曜日が7時から17時30分まで、日曜日・祝日においても8時から17時まで開園するという事で保育サービスの提供量が大きいこと、また新たに病後児保育、児童クラブの運営について提案があったことなどから社会福祉法人仁川会が選定されたものでございます。

次に2点目、指定期間を5年間とした理由であります。愛保育園について民間法人による運営を導入するに当たりましては、直接民営化に移行するのではなく、その前段として市の管理責任を残して民間のノウハウを導入する指定管理制度を導入したものでございます。完全な民営化を視野に入れ、指定管理者を管理監督しながら愛保育園の事業者としての適格性を見きわめていく期間として5年間の期間を設定したものでございます。

3点目でございますが、職員配置における市独自の条件についてでございますが、指定管理者の募集に際し、その仕様書の中で低年齢児クラスに保育経験の豊富な職員を配置することなど、年齢構成のバランスに配慮すること、園長及び主任保育士は専任とし、主任保育士は保育実務経

験が10年以上とすること、また、各クラスには正職員を1名以上配置することとし、各クラスの担当保育士のうち1名は保育実務経験が5年以上の者を配置すること、そして朝夕の延長保育については、正規職員1名以上を含めて配置することなどを条件としております。

なお、職員の採用に当たりましては、現在愛保育園に就労している臨時職員の保育士等の雇用及び地元雇用の拡大に最大限配慮するよう努めることなども求めています。

以上です。

○後藤守議長 農政部長。

○滑川裕農政部長 議案第85号土地の取得についての市の不動産評価審査委員会において、どのような協議を経て平米当たりの単価を決定したのかとのご質問にお答えいたします。

市の不動産評価審査委員会では、4つの資料をもとに審議がなされたものでございます。その1つといたしましては、不動産鑑定士による鑑定、これは平成22年度に行った鑑定評価を平成26年1月1日の基準に時点修正を行ったものでございます。この時点修正率はマイナス7%の報告を受けております。2つとしては、鑑定報告書の中で、取引事例として扱われている常陸太田市及び近隣市町村において、田を中心に形成された農地地域の類似する事例。3つ目といたしましては、市における直近の同様事例。4つ目といたしましては、市街化調整区域における平成23年から26年における地価公示価格の動向等により比較検討し、今回の平米当たりの買い取り価格を決定したところでございます。

以上です。

○後藤守議長 政策企画部長。

○加瀬智明政策企画部長 議案第86号平成26年度常陸太田市一般会計補正予算中の8ページ、2款1項1目19節都市交流事業費に関連したご質問にお答えをいたします。

合併10周年記念事業につきましては、議員ご発言のように、当初予算におきまして主に記念事業に係る経費、そして合併10周年を記念いたしまして4月24日に収録し、5月18日に既に放送されておりますNHKのBS「日本のうた」に係る経費などとして約330万円計上してございます。

今回記念事業といたしまして、太田まつりに秋田市、仙北市の両市より、それぞれ「秋田竿燈」「飾山囃子」を招聘する予算として計上させていただいておりますが、その他の事業につきましては、現在記念式典の内容など、庁内におきまして若手職員、そして女性職員を中心としたワーキングチームにより検討を進めているところでございます。

また、既に協賛事業やキャッチフレーズの募集、シンボルマークの作成を進めているところでございますが、今後7月ごろまでに記念事業の内容の取りまとめを行いまして、必要な経費が出るような場合には9月の補正で対応させていただきたいと考えております。

以上です。

○後藤守議長 建設部長。

○生田目好美建設部長 議案第86号一般会計補正予算8ページの土木費、渋江川排水ポンプ施設の業務委託の中で、排水ポンプの能力及び施設業務点検委託料の内容についてお答えいたしま

す。

まず、排水ポンプの構造でございますけれども、渋江川からの滞留水を取り込む吸水槽を設けて、排水ポンプにより圧送し、堤防天端を排水管により横断して里川に排水する構造となっております。そのポンプの能力でございますが、設置される排水ポンプは毎秒0.25トンの排水能力を持つ水中ポンプが4台設置されておりますので、4台を運転することにより、合わせて毎秒1トンの排水能力を有しております。

また、点検の内容でございますが、点検業務は排水ポンプ設備を非常時にいつでも運転が可能な状態にしておくために必要な点検業務ということで、具体的な内容としましては、排水ポンプ全体の外観点検として燃料、冷却水、潤滑油などの漏れの有無について確認をするとともに、ポンプ回転部の固着を防ぐために実際にポンプを稼働し動作の確認を行います。また、自家発電設備の手動の運転や必要な電圧が出力されているかの確認をするとともに、燃料の確認や水抜きなどの点検を毎月1回実施する内容でございます。

以上でございます。

○後藤守議長 宇野議員。

○22番（宇野隆子議員） 再質問をしたいと思います。

議案第84号公の施設に係る指定管理者の指定について、これは前にも資料をいただいたんですが、この仁川会は旧御前山村、今の常陸大宮ですけれども、そこで40年近く保育園経営をされているというようなことで先ほど質疑説明がありましたが、予備申請の中で現地調査、ヒアリングをしたということでは、現状がよくわかりますので選定する際に非常に役立ったのではないかと思います。

この中で開園時間の延長、保育サービスの提供と言われましたけれども、病後児保育も行うということで、本市にとっては初めてだと思いますが、大体何人対応できるのか伺いたいと思います。

それから、地元雇用ということで、最大限その配慮をお願いしたいということですが、このあたりはどのぐらいの配分になるか、わかっていればご説明をいただきたいと思います。今愛保育園で保育をしている臨時職員等々の採用について、話が進んでいけば伺いたいと思います。

議案第85号ですけれども、土地の取得について具体的にご説明をいただきました。これで計算しますと平米単価4,900円ということで了解してよろしいのでしょうか。伺いたいと思います。

それから、今回議案第85号が出されたということは、地権者の方々から了解を得ていると、仮契約まで済んでいるという現状ですか。現在そこに至っていると、それでよろしいのかどうか伺いたいと思います。

それから、議案第86号、平成26年度一般会計の2件については了解をいたしました。よろしく願いをいたします。

○後藤守議長 答弁を求めます。保健福祉部長。

○西野千里保健福祉部長 2点のご質問にお答えをいたしたいと思います。

まず、1点目の病後児保育はどのぐらいを予定しているかというお話かと思えます。今回指定管理者の選定ということで議案を出ささせていただいております関係で、詳細な事業者との打ち合わせはしてございませんけれども、今までヒアリング等でお話ししてきた内容につきましては二、三名程度、いずれにいたしましても募集等々の具体的な動きが見えてこないとそういったものは定められないかと思っておりますけれども、現状では二、三名程度ということで考えているところでございます。

また、職員の採用のお話でございますけれども、先ほど答弁のほうでも触れさせていただきましたように、現在愛保育園で雇用させていただいている臨時職員の雇用のお話などもさせていただいております。いずれにいたしましても、本議会で議決をいただきましたら直ちに関係の臨時職員等々に考え方を示し、要望等も取りまとめたいと思っておりますし、事業者との間でも具体的に採用までの手順、スケジュール等についてもお話をまとめて、速やかにそういった対応がとれるようにしてまいりたいと考えているところでございます。

以上です。

○後藤守議長 農政部長。

○滑川裕農政部長 市の不動産評価審査委員会において決定しましたのが4,900円となっております。また、仮契約まで結びましたので、今回議案として提出をしております。

以上です。

○後藤守議長 次、7番平山晶邦議員の発言を許します。7番平山晶邦議員。

〔7番 平山晶邦議員 質問者席へ〕

○7番（平山晶邦議員） ただいま議長のお許しをいただきましたので議案質疑を行います。私は、議案第84号常陸太田市公の施設に係る指定管理者の指定についてと議案第85号土地の取得について、この2件について議案質疑を行います。

まず、1点目の議案第84号常陸太田市公の施設に係る指定管理者の指定についてでございますが、この議案の説明があったときに、議案のほかに別紙として法人概要の説明資料がございました。その法人概要の説明資料について3点ほどお聞きしたいと思います。

1つは、そこで示されました従業員数が21名とありましたが、これが法人全体の従業員数なのか、それとも現在仁川会が経営しております保育園の従業員数なのかということでございます。法人の概要ということでありますから、私は法人全体の従業員数という認識を持ったのですが、その辺の数字をお示しいただきたいと思っております。

2番目といたしまして、その説明資料の中に財政状況がございました。これも法人全体の数字なのか、それとも現在経営している法人の財政状況なのか、そのような内容の確認をしたいと思っております。

それと3番の財政状況で、表の中にあります22年度と24年度を比較いたしますと、総収入が落ちておりますが総支出も落ちております。社会福祉の事業というものは人件費が主なる要因だと思います。ですから、総支出が落ちるといのは人件費等に影響しているのか、詳細な内容が示されておられませんので、その辺を含めてどのような財務分析を行ったのかについてご説明を

いただきたいと思ひます。

次に、議案第85号の土地の取得についてでございます。これに関しましては複合交流拠点施設の整備用地の土地だと説明がございましたが、先ほど同僚議員の質疑の中で、今回再鑑定し、26年1月現在で再検討をした中で7%の下落があったというご説明がございました。私はこの7%の下落の前の22年度の不動産の平米単価がどのぐらいかということをお聞きしたいと思ひます。

次に、今回の取得価格のシステムについては、先ほど不動産取得評価委員会が決めたと説明がありましたので、これは了解をいたしました。その中で土地改良区へ支払われるべき転用決済金というものがございますが、これについてはその検討委員会の中で検討したのかどうかをお伺いいたします。

3番目に、公共に提供する土地の取引の場合は、税の優遇があるのかどうかということをお聞きしたいと思ひます。

4番目といたしまして、現在農業委員会でさまざまな農業用地の取引が行われておりますが、不動産鑑定士からの情報をいただいたということは理解しているんですけども、市として現在の水田の取引状況をきちんと勘案したのかどうかをお伺いいたします。

あと一つ、5番目として、市中の不動産屋から近隣の土地の取引の状況、情報、そういうふうなものは調査したのかについて、この5つに関してお伺いをいたします。

以上で第1回の質疑を終わります。

○後藤守議長 答弁を求めます。保健福祉部長。

○西野千里保健福祉部長 議案第84号の常陸太田市公の施設に係る指定管理者の指定についての3点のご質問にお答えをいたします。

まず、1点目といたしまして、法人の概要の資料の中で従業員数21名とあるが、法人全体の従業員なのかのご質問ですが、本来法人の概要書ですので法人全体の従業員数を記すべきところでございますけれども、保育園のみの方数の記載となっております。社会福祉法人仁川会は、保育園以外に障害者支援施設も運営しておりますので、さらに30人を加えまして法人全体の従業員数は51名となります。

次に、2点目の財政状況は法人全体の数字なのかのご質問ですが、財政状況につきましては議員ご発言のとおり、法人全体の財政状況をお示ししてございます。

3点目といたしまして、財政状況で22年度と24年度を比較する中でどのように分析したのかのご質問ですが、法人の事業会計につきましては、本部事業、保育園事業、知的障害者支援施設の生活介護事業、入所支援事業、短期入所事業、さらにケアホーム・グループホーム事業の6つの部門から構成されております。法人全体の財政状況につきましては、平成22年度と比較しまして、平成23年度及び24年度の総収入、総支出がともに減少しておりますが、その主な原因につきましては、平成22年度におきまして保育園の施設整備を行ったため、22年度が増額になったことによるものでございます。事業会計規模といたしましては、平成23年度あるいは24年度が通常の財政規模になるものと考えております。

以上です。

○後藤守議長 農政部長。

○滑川裕農政部長 ただいまご質問のごございました5つについてご答弁申し上げます。

1番目としまして、平成22年度における数字ということでございますけれども、これにつきましては、平成22年度の価格は平成22年度の不動産評価の中で鑑定の報告は受けておりますが、この場ではっきり申し上げることは控えさせていただきます。

その理由といたしましては、平成21年8月28日付の国土交通省土地・水資源局長通知及び報告書の中で、不動産鑑定士による調査価格を公表する場合については、公表開示前に不動産鑑定事務所宛、文書をもって交付し、担当不動産士の承諾を得ることが記されておりますことから控えさせていただきます。

続きまして、土地改良区の決済金でございますけれども、この決済金につきましては、過去の同様な事例等をもとに検討いたしました。

続きまして、税の優遇措置でございますが、今回の土地の取得は公共の用に供する施設として「土地収用法」の事業認定を受けたことにより、「租税特別措置法」による譲渡所得に係る特例措置の適用として税務署との協議が調い、最大で5,000万円までの特別所得控除を受けられることとなっております。

続きまして、最後に農業委員会などからの現在の水田の取引状況の情報を勘案したのか、及び市内の不動産関係者等からの情報は調査したのかというご質問につきましては、関連がございますのでまとめてお答えいたします。

いわゆる個人間等における直近の近隣における同様な事例については、できる範囲の中で調査をいたしました。この取引価格は個人間であり、それぞれの事例による条件が異なるものでございましたが参考といたしました。

以上ご答弁申し上げます。

○後藤守議長 平山議員。

○7番（平山晶邦議員） 議案第84号の3点に関しましては了解をいたしました。

2点目の議案第85号の土地の取得についてでございますが、これに関しては私が属する産業建設委員会に付託されるようでありますから、そこで詳しく再度お聞きしたいと思うんですが、1点だけ、不動産評価の事務所の了解を得る必要があるということでございます。そうすると、産業建設委員会が開催されるまでにぜひとも了解を得ておいていただきたいと、このように私は思います。ですから、その辺はよろしくお聞きしたいと思っております。

あとは農業委員会、市中の不動産の土地取引は勘案したということでございますから、また委員会の中でお聞きしたいと思っております。

以上で私の議案質疑を終わります。

○後藤守議長 以上で質疑は終結いたしました。

○後藤守議長 ただいま議題となっております議案第81号から議案第86号まで、以上6件に

については、お手元に配付いたしてあります議案等委員会付託表のとおり、所管の常任委員会に付託いたします。

日程第3 請願第2号

○後藤守議長 次、日程第3、請願第2号「労働者の保護ルールの現行制度の維持・改善を求める意見書」の採択に関する請願を議題といたします。

ただいま議題となっております請願第2号については、お手元に配付いたしてあります請願文書表のとおり、総務委員会に付託いたします。

○後藤守議長 以上で、本日の議事は議了いたしました。

次回は6月13日定刻より本会議を開きます。

本日はこれにて散会いたします。

午前11時02分散会